コ ン テ ナ 賃 貸 借 契 約 書

株式会社　京和土建　（以下、「甲」という。）＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「乙」という。）
甲所有のコンテナの使用に関し、以下の通り賃貸借契約を締結する。

第１条　甲は乙に対し下記コンテナを賃貸し、乙はこれを賃借する。
（1）　コンテナ　No　＿＿番・＿＿番・＿＿番
（2）　コンテナサイズ（　　）個　　2畳（高さ2．4m×幅1．2m×奥行き2．4m）（南城市）
（　　）個　　2畳（高さ2．5m×幅1．5m×奥行き2．6m）
（　　）個　4．5畳（高さ2．3m×幅2．6m×奥行き2．3m）
（　　）個　　9畳（高さ2．5m×幅2．6m×奥行き6m）

第2条　乙と甲は、下記のとおりコンテナの賃借料を定める。
（1）　コンテナの賃借は月額金＿＿＿＿＿＿円とする。
（2）　乙は、甲に対し本契約の締結と同時に 1ヵ月分の賃料を支払う。
（3）　乙は、甲に対し毎月＿＿日までに翌月分の賃料を持参または甲名義の銀行口座に振込みます。

★　琉球銀行　南風原支店　（普）　No　457423　　㈱京和土建
※振込み手数料はお客様のご負担となりますので、予めご了承下さい。

★　郵便振込　17070－13016051　　カ)キョウワドケン

第３条　甲と乙は、下記のとおり賃貸の期間を定める。
（1）　本契約の期間は契約日から平成　　年　　月　　日の1ヵ月間とする。但し、期間満了の1週間前までに解約の申込が無い場合、同一条件で更新したものとみなし、以降も同様とする。

第4条　甲と乙は、下記のとおり使用義務・その他の条件を定める。
（1）　乙は、甲の注意義務をもってコンテナを使用し、コンテナの毀損、またはその価値を減少させる行為をしてはならない。
（2）　乙は、コンテナの使用に際し下記物品等を持込んではならない。
①ガソリン、灯油等の可燃性品。
②パソコン・精密機械等及び家電製品等。
③貴金属、書画、骨董品、毛皮、高級衣類等の高価値商品。
④個人的に又は一般的に重要な書類。
⑤生き物、悪臭を発する物等。
⑥その他コンテナ内で保管することが社会通念上好ましくないと思われる物品。
（3）　乙はコンテナで営業を営み、または賃借権を譲渡・転貸することができない。

第５条　甲乙は、以下のとおり相互に責任を負担する。
（1）　コンテナについて自然に生じた毀損・故障等は甲の負担で修繕し、それ以外の毀損・故障等は乙の負担で修繕する。
（2）　甲の責めに帰すことのできない事由（例　カビ、サビ、自然災害、火災、盗難等による損壊）によりコンテナ内の物品に損害が生じた場合でも、乙に対し一切責任を負わない。
（3）　乙が甲に対し、返還を要する物品（鍵等）を紛失した場合、乙の負担で賠償する。

第6条　乙が以下の事由該当した場合、甲は何等の通知催告なく、直ちに本契約を解除することができる。

（1）　乙が賃料支払いを、**2ヶ月分遅滞**した場合。

（2）　乙が本契約のいずれかに違反した場合。

第7条　甲乙は、本契約が解約または解除された場合下記のとおり精算する。

（1）　乙は解約の場合は解約日までに、解除の場合は解除日から2日以内にコンテナ内の物品を完全に撤去し、甲に引渡すものとする。

（2）　乙は、解約日または解約日から2日以内を経過しても、なおコンテナ内に残存する物品がある場合、予めその所有権を放棄し、甲において乙の承諾なく処分することを認め、後日如何なる異議・苦情等の申立を行わない。

（3）　物品撤去及び廃棄処分に伴う手数料は、後日請求致します。

（4）　解約または解除の場合、支払い済みの賃料の日割計算は行わない。

上記のとおり契約したので、本書面2通作成し、甲乙各1通を保存する。

平成　　年　　月　　日

（甲）

住　　所　沖縄県那覇市字識名290番地21

氏　　名　株式会社　京 和 土 建　㊞

電話番号　０９８－８３４－５１４３

大里営業所　946－8886

〃　946－3777

営業時間　平日　午前　8:30　～　午後　5:30

休　　日　土曜・日曜・祝祭日

（乙）

住　　所

フリガナ

氏　　名　㊞

電話番号

携帯番号

勤 務 先

電話番号